

# 近畿老人福祉施設協議会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、近畿老人福祉施設協議会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は、社会福祉協議会、団体事務所、または施設内に置くものとする。

## 第2章 目的と事業

(目 的)

第 3 条 本会は近畿2府4県および政令指定都市に所在する老人福祉施設の緊密な連絡を図り、もって相互の親睦と向上発展を期するを目的とする。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 老人福祉の改善、進歩に関する研究。
2. 老人福祉施設従事者の親睦と研修。
3. 老人福祉施設利用者の福祉増進のための方策の研究。
4. その他、目的を達するために必要な事業。

## 第3章 会員と協議員

(会 員)

第 5 条 本会は近畿2府4県および政令指定都市に所在する老人福祉施設を以て会員とする。

(協 議 員)

第 6 条 協議員は各府県毎に3名、政令指定都市毎に1名を加えて選出する。

## 第4章 役 員

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副 会 長 若干名
3. 常任協議員 若干名
4. 監 事 2名
5. その他顧問を置くことができる

(役員の仕事)

第 8 条 会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、会長を代理する。事務局長は会長が委嘱し、会務会計を処理する。常任協議員は会務を審議する。監事は会計事務を監査する。

(役員を選出)

第 9 条 会長、副会長、監事は協議員総会において選出する。常任協議員は、協議員の中から選出する。

(役員任期)

第 10 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 5 章 会 議

(総 会)

第 11 条 本会は毎年 1 回総会を開く。ただし、必要な場合は臨時に総会を開くことができる。総会は協議員によって構成される。

(役 員 会)

第 12 条 役員会は必要に応じ、会長が招集する。

(議 長)

第 13 条 前 2 条の会議の議長は、会長がこれにあたる。議決を要する場合は出席者の過半数を以て決する。

(委 員 会)

第 14 条 1. 本会は必要に応じて委員会ならびに種別連絡会を設けることができる。  
2. 委員会の長および委員は、会長が任命する。

## 第 6 章 経 費

(経 費)

第 15 条 本会の経費は、会費、助成金およびその他の収入を以てこれにあてる。会員は別に定める会費を納入するものとする。

## 第 7 章 雑 則

(事業年度)

第 16 条 本会の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(変 更)

第 17 条 この規約を変更する場合は、総会の議決を要する。

(細 則)

第 18 条 この規約の運用に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この規約は、平成 11 年 4 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 27 日から施行する。

この規約は、平成 23 年 4 月 28 日から施行する。